

生駒市訓令甲第8号

生駒市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月10日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令

生駒市情報セキュリティ対策基準（平成19年12月生駒市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第45条に次の1項を加える。

- 2 管理者権限等の特権を付与したIDを利用できる者は、当該IDを利用するにあたっては、高い規範意識のもとで必要かつ限定的な作業のみを行い、当該作業によって知り得た情報については、保護し、及び秘匿しなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年6月10日から施行する。